

# 健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年2月26・27日開催分)

## ○付託議案審査 4件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	1	第45号議案 大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例	66	金子 元気高齢者担当課長
	2	第46号議案 大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例	67	喜多 高齢福祉課長
	3	第47号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	68	竜崎 障害福祉サービス推進担当課長
政策健康部	4	第48号議案 大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	69	伊藤 生活衛生課長

## ○補正予算案の説明 1件

部局	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
共通各部	補正予算 (案) について ・一般会計 (第5次) 補正予算 (案) ・介護保険特別会計 (第2次) 補正予算 (案)	70-1 70-2	黄木 福祉管理課長 森田 介護保険課長 関 健康医療政策課長

## ○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
福祉部	3	令和6年度大田区物価高騰重点支援給付金 (住民税非課税世帯分及びこども加算分) について	71	濱田 福祉部副参事 (給付金担当)
	2	物価高騰に伴う介護・障害福祉サービス事業所及び施設に対する支援について	72	松田 介護サービス推進担当課長 竜崎 障害福祉サービス推進担当課長
政策健康部	1	目蒲病院の診療所転換に伴う緊急医療救護所の廃止について	73	小西 災害・地域医療担当課長

健康福祉委員会 令和7年2月26・27日
福祉部 資料66番
所管 高齢福祉課

第45号議案 大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

- 1 対象とする条例  
大田区老人いこいの家条例（昭和44年11月28日条例第39号）
- 2 改正理由  
受益者負担の適正化の観点から、施設使用料を見直すため、改正する。
- 3 改正内容  
別表第3（第6条関係）で規定する各施設の使用料を、新旧対照表（別紙）のとおり改正する。
- 4 施行年月日  
令和8年4月1日
- 5 新旧対照表  
別紙参照

大田区老人いこいの家条例（昭和 44 年条例第 39 号）新旧対照表

新				旧			
○大田区老人いこいの家条例 昭和 44 年 11 月 28 日 条例第 39 号				○大田区老人いこいの家条例 昭和 44 年 11 月 28 日 条例第 39 号			
第 1 条から第 14 条まで（略） 別表第 1（第 2 条関係）（略） 別表第 2（第 2 条関係）（略） 別表第 3（第 6 条関係）				第 1 条から第 14 条まで（略） 別表第 1（第 2 条関係）（略） 別表第 2（第 2 条関係）（略） 別表第 3（第 6 条関係）			
名称	施設名	区分	使用料	名称	施設名	区分	使用料
大森中老人いこいの家	広間	夜間	2,100 円	大森中老人いこいの家	広間	夜間	1,700 円
	第一静養室	夜間	700 円		第一静養室	夜間	560 円
	第二静養室				第二静養室		
大森東老人いこいの家	静養室 集会室	夜間	1,300 円	大森東老人いこいの家	静養室 集会室	夜間	1,040 円
		午前	1,500 円			午前	1,500 円
		午後	1,800 円			午後	1,800 円
		夜間	2,000 円			夜間	2,100 円
山王高齢者センター	広間 静養室 集会室	夜間	2,100 円	山王高齢者センター	広間 静養室 集会室	夜間	1,700 円
		夜間	600 円			夜間	520 円
		午前	1,600 円			午前	1,400 円
		午後	1,800 円			午後	1,600 円
		夜間	2,400 円			夜間	2,100 円
池上老人いこいの家	広間 第一静養室 第二静養室	夜間	2,600 円	池上老人いこいの家	広間 第一静養室 第二静養室	夜間	2,100 円
		夜間	620 円			夜間	500 円
		夜間	560 円			夜間	460 円
新井宿老人いこいの家	広間 第一静養室 第二静養室	夜間	2,400 円	新井宿老人いこいの家	広間 第一静養室 第二静養室	夜間	2,000 円
		夜間	1,100 円			夜間	920 円
鶴の木老人いこいの家	広間 第一静養室	夜間	2,500 円	鶴の木老人いこいの家	広間 第一静養室	夜間	2,000 円
		夜間	900 円			夜間	760 円

新				旧			
	第二静養室				第二静養室		
仲池上老人いこいの家	広間	夜間	2,000円	仲池上老人いこいの家	広間	夜間	1,600円
	静養室	夜間	1,000円		静養室	夜間	800円
	集会室	午前	1,500円		集会室	午前	1,300円
		午後	1,800円			午後	1,600円
	夜間	2,000円		夜間	1,800円		
千束老人いこいの家	広間	夜間	2,200円	千束老人いこいの家	広間	夜間	1,800円
	第一娯楽室	夜間	820円		第一娯楽室	夜間	660円
	第二娯楽室				第二娯楽室		
	第三娯楽室	夜間	920円		第三娯楽室	夜間	740円
	第一静養室	夜間	820円		第一静養室	夜間	660円
	第二静養室			第二静養室			
東糺谷老人いこいの家	広間	夜間	2,000円	東糺谷老人いこいの家	広間	夜間	1,600円
	静養室	夜間	1,000円		静養室	夜間	800円
	集会室	午前	1,500円		集会室	午前	1,300円
		午後	1,800円			午後	1,600円
	夜間	2,100円		夜間	1,800円		
東六郷老人いこいの家	広間	夜間	2,000円	東六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,600円
	静養室	夜間	920円		静養室	夜間	740円
	集会室	午前	1,600円		集会室	午前	1,400円
		午後	1,800円			午後	1,600円
	夜間	2,100円		夜間	1,800円		
仲六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,600円	仲六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,400円
	第二広間	夜間	920円		第二広間	夜間	800円
	第一静養室	夜間	420円		第一静養室	夜間	360円
	第二静養室	夜間	240円		第二静養室	夜間	200円
	第三静養室	夜間	440円		第三静養室	夜間	360円

新				旧			
	集会室	午前	1,700 円		集会室	午前	1,500 円
		午後	2,000 円			午後	1,700 円
		夜間	2,300 円			夜間	2,000 円
東蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,600 円	東蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,100 円
	第一静養室	夜間	600 円		第一静養室	夜間	520 円
	第二静養室	夜間	640 円		第二静養室	夜間	540 円
本蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,500 円	本蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,000 円
	第一静養室	夜間	640 円		第一静養室	夜間	540 円
	第二静養室				第二静養室		
備考（略）				備考（略）			
付 則							
(施行期日)							
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。							
(経過措置)							
2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。							

# 受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

## 概要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があり、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方にに基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定、令和8年4月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

## 対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

### ■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

### ■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

## 施設使用料の主な算定基準

### ■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価  
× 貸出面積 × 使用時間 × (補正係数) × 受益者負担割合

### ■1㎡・1時間当たりの使用料原価

対象経費合計 ÷ 貸出面積 ÷ 利用可能時間

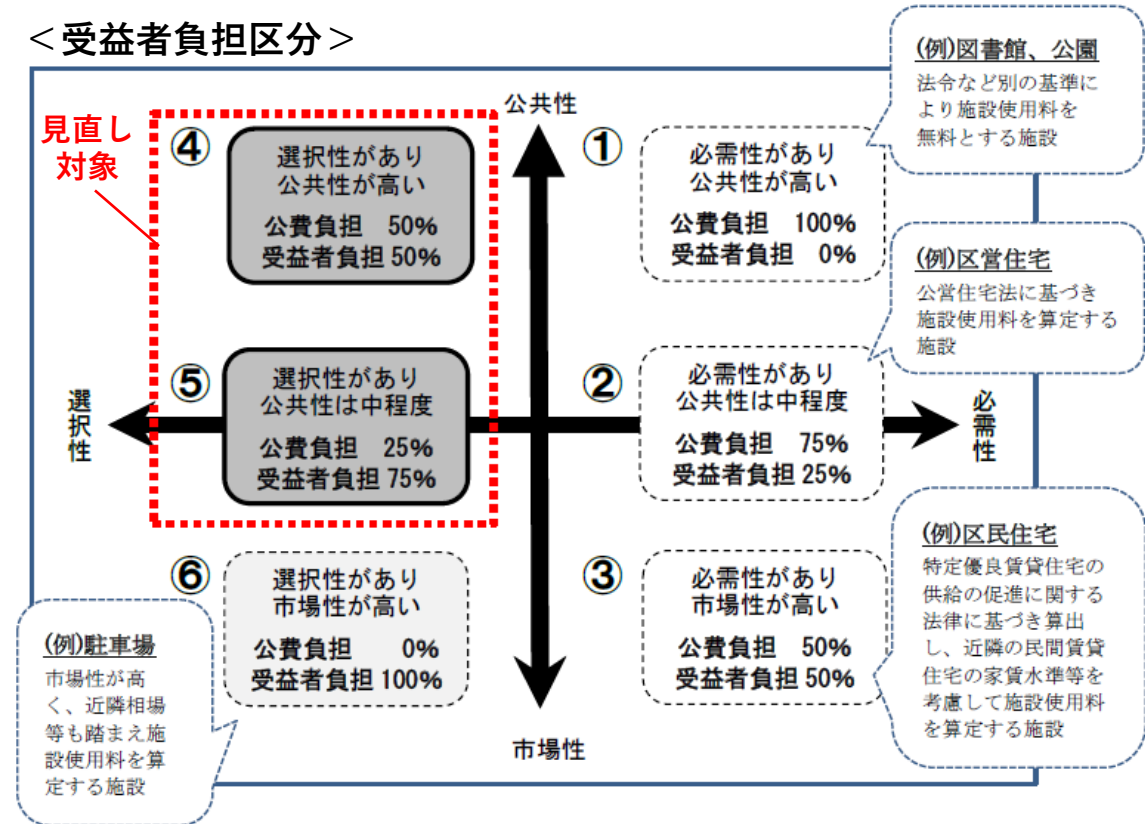
### ■個人利用施設使用料

対象経費合計 ÷ 利用者数 × 受益者負担割合

### ■対象経費

- 人件費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
- 維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
- 資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

## <受益者負担区分>



### ■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定  
曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等  
区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

### ■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

### ■今後のスケジュール

令和7年度 周知期間

令和8年4月 条例施行

※一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行

### (参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑み、政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

健康福祉委員会 令和7年2月26・27日
福祉部 資料67番
所管 高齢福祉課

第46号議案 大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の  
実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例  
(平成27年3月12日条例第18号)

2 改正理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置  
基準の緩和に係る規定を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要  
があるので、一部改正する。

3 改正内容

- (1) 第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号  
イ」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。
- (2) 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンター  
の運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合  
は、常勤換算方法によることを可能とする。
- (3) センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会  
が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数  
を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに  
配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することに  
より、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。こ  
の場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいず  
れか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

4 施行年月日

公布の日

5 新旧対照表

別紙のとおり

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例  
(平成 27 年条例第 18 号) 新旧対照表

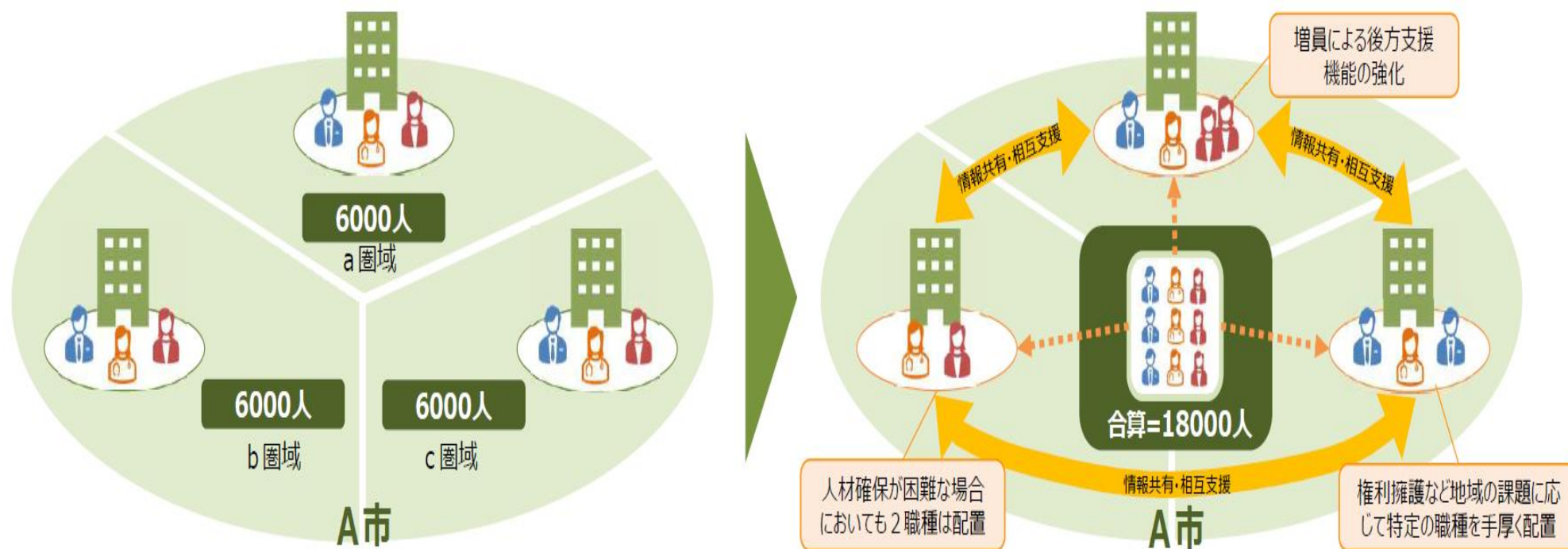
新	旧
<p>○大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例</p> <p>平成 27 年 3 月 12 日 条例第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以</p>	<p>○大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例</p> <p>平成 27 年 3 月 12 日 条例第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以</p>



新	旧
<p>下同じ。)の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>(地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。</u></p>	<p>下同じ。)の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、同項に規定する常勤の職員の員数に加え、専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちから1人を加えた員数とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>2</u> <u>前項</u>の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、同項に規定する常勤の職員の員数に加え、専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちから1人を加えた員数とする。</p>

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置（イメージ）



第47号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年条例第31号）

2 改正理由

大田区大森西二丁目複合施設の新築に伴い、現在の所在地である大森西区民センターから移転するため。

3 改正内容

別表第1の1通所施設の部 大田区立大田福祉作業所大森西分場の項中「大森西二丁目20番17号」を「大森西二丁目16番2号」に改める。

4 施行年月日

規則で定める日から施行する。

5 新旧対照表

新		旧	
○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号		○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号	
第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係）		第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係）	
1 通所施設		1 通所施設	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目16番2号	大田区立大田福祉作業所大森西分場	大田区大森西二丁目20番17号
以下（略）		以下（略）	
2（略） 別表第2（略）		2（略） 別表第2（略）	
付 則			
この条例は、規則で定める日から施行する。			

健康福祉委員会
令和7年2月26・27日
健康政策部 資料69番
所管 生活衛生課

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の  
基準に関する条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

2 改正の背景及び理由

衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 平成24年3月16日 条例第16号 改正 令和3年12月14日第44号 (趣旨) 第1条から第2条まで(略) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第3条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで(略) (6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア及びイ(略) ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ (略) (7)から(42)まで(略) 2 (略) 3 (略) 第4条から第5条まで(略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 平成24年3月16日 条例第16号 改正 令和3年12月14日第44号 (趣旨) 第1条から第2条まで(略) (衛生及び風紀に必要な措置等の基準) 第3条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで(略) (6) 浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。 ア及びイ(略) ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 エ (略) (7)から(42)まで(略) 2 (略) 3 (略) 第4条から第5条まで(略)</p>

健康福祉委員会 令和7年2月26・27日
福祉部 資料70-1番
所管 福祉管理課

令和6年度 福祉部 一般会計（第5次）、介護保険特別会計（第2次）補正予算（案）

【歳出】一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1 総務費 総務管理費 庁舎管理費	大森地域庁舎	185,399	△ 9,896	175,503	大森地域庁舎システム開発・運用管理室の新設工事に契約落差が生じたため、減額補正する。	大森地域福祉課
2 総務費 総務管理費 複合施設建設費	大田福祉作業所 大森西分場	77,000	△ 3,685	73,315	仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（1期）において、当初設計変更想定割合より少なく収まったため、減額補正する（大田福祉作業所大森分場分）。	障害福祉課
3 総務費 総務管理費 複合施設建設費	シルバー人材センター大森西作業所	102,458	△ 4,713	97,745	仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（1期）において、当初設計変更想定割合より少なく収まったため、減額補正する（シルバー人材センター大森西作業所分）。	高齢福祉課
4 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	生活困窮者自立支援事業	314,131	△ 27,677	286,454	住居確保給付金の申請数が見込みを下回ったため、減額補正する。	自立支援促進担当課長
5 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	福祉システムに係る経費	588,070	△ 78,133	509,937	福祉システムの標準化対応延期に伴う移行経費及び、重層的支援情報共有システムの1.5次開発の構築開始時期の延期に伴う開発経費等が減額となったため、減額補正する。	福祉管理課

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
6 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	20,386	40,449	60,835	前年度国・都支出金等返還金 1 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 2 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 4 養育費確保支援事業補助金 5 地域福祉推進区市町村包括補助事業	福祉管理課
7 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	110	110	前年度国・都支出金等返還金 1 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	自立支援促進担当課長
8 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業	4,909,251	△ 1,431,861	3,477,390	支給対象者が見込みを下回ったため、減額補正する。	福祉管理課
9 福祉費 障害福祉費 障害福祉総務費	グループホームの整備促進	28,464	△ 10,000	18,464	グループホーム整備費補助について、今後申請を予定している案件の工事の進捗から、不用額となる金額を減額補正する。	障害福祉課
10 福祉費 障害福祉費 障害福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	266,945	266,945	前年度国・都支出金等返還金 1 障害者自立支援給付費国庫負担金 2 障害者医療費国庫負担金（自立支援医療費（更生医療）） 3 障害者医療費国庫負担金（療養介護医療費） 4 特別障害者手当等給付費国庫負担金 5 地域生活支援事業費等国庫補助金 6 障害者総合支援事業費国庫補助金 7 障害者自立支援給付費都負担金 8 障害者医療費都負担金（自立支援医療費（更生医療）） 9 区市町村特別支援事業都補助金 10 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 11 障害者日中活動系サービス推進事業都補助金	障害福祉課



款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
11 福祉費 障害福祉費 障害福祉費	介護給付費・訓練等給付費	13,242,414	376,232	13,618,646	訪問系サービスや施設入所などの実績が見込みを上回ったため、増額補正する。	障害福祉課
12 福祉費 障害福祉費 障害福祉費	障害福祉サービス等に係る支援事業	605,664	31,700	637,364	物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業所・施設に対する支援を行うため、増額補正する。	障害福祉課
13 福祉費 障害福祉費 障害福祉施設費	くすのき園指定管理者管理代行	51,793	△ 1,200	50,593	人件費等が見込みを下回ったこと等により、減額補正する。	障害福祉課
14 福祉費 障害福祉費 障害福祉施設費	しいのき園指定管理者管理代行	55,167	△ 4,968	50,199	人件費等が見込みを下回ったこと等により、減額補正する。	障害福祉課
15 福祉費 障害福祉費 障害福祉施設費	大田福祉作業所指定管理者管理代行	99,178	△ 8,394	90,784	人件費等が見込みを下回ったこと等により、減額補正する。	障害福祉課
16 福祉費 障害福祉費 障害福祉施設費	つばさホーム前の浦指定管理者管理代行	176,934	△ 13,100	163,834	人件費等が見込みを下回ったこと等により、減額補正する。	障害福祉課
17 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	(仮称) 特養大森東への施設整備費補助	410,640	△ 410,640	0	建築費の高騰等による入札不調により、整備計画が遅延して令和6年度出来高が0%となった。補助金は年度ごとの工事出来高に応じて支払うため、減額補正する。	介護保険課

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
18 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	地域密着型サービス施設への施設整備費補助	338,316	△ 85,438	252,878	地域密着型サービス事業所を整備する事業者等からの応募が見込みを下回ったため、減額補正する。	介護保険課
19 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	小規模多機能型居宅介護事業所等の開設・運営支援事業	3,000	△ 2,867	133	小規模多機能型居宅介護事業所等の事業者からの申請額が、予算を下回る見込みのため、減額補正する。	介護保険課
20 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	都市型軽費老人ホームの整備	10,916	△ 10,916	0	都市型軽費老人ホームを整備する事業者等からの応募がなかったため、減額補正する。	介護保険課
21 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	介護事業者支援事務費	7,953	121,738	129,691	物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所・施設に対する支援を行うため、増額補正する。	介護保険課
22 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	介護保険特別会計への繰出金	9,814,907	△ 51,869	9,763,038	介護保険特別会計における歳出予算の補正（職員人件費及び事務費の減額補正、介護予防・生活支援サービス事業費の増額補正）を踏まえ、全体として減額補正する。	介護保険課
23 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	8,200	8,200	前年度国・都支出金等返還金 1 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金	高齢福祉課

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
24 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	311	102	413	前年度国・都支出金等返還金 1 介護施設等の施設開設準備経費等補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金 2 高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金 3 介護人材対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金	介護保険課
25 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉費	地域包括支援センター新設・移転	124,458	△ 68,900	55,558	「大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築工事（Ⅱ期）」が入札不調となり、工事の契約年度を令和7年度に見直すため、減額補正する。	高齢福祉課
26 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉施設費	介護福祉施設サービス事業	296,304	5,115	301,419	物価高騰の影響を受けた区立特別養護老人ホームに対する支援を行うため、増額補正する。	介護保険課
27 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉施設費	通所介護事業	23,054	2,070	25,124	物価高騰の影響を受けた区立高齢者在宅サービスセンターに対する支援を行うため、増額補正する。	介護保険課
28 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉施設費	高齢福祉施設維持管理	678,921	△ 29,578	649,343	大田区立特別養護老人ホーム糎谷及び併設施設の大規模改修工事に契約落差が生じたため、減額補正する。	介護保険課
29 福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	20,102	20,102	前年度国・都支出金等返還金 1 障害児通所給付費国庫負担金 2 障害児通所給付費都負担金	障害福祉課

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
30 福祉費 児童福祉費 児童措置費	障害児通所給付費	2,914,595	76,557	2,991,152	新規申請数が見込みを上回り、利用実績が増加したため、増額補正する。	障害福祉課

### 【歳入】一般会計

単位：千円

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
31 国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	障害者自立支援給付費負担金	6,162,686	70,437	6,233,123	歳出予算（介護給付費・訓練等給付費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	障害福祉課
32 国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	障害児通所給付費負担金	1,457,297	38,278	1,495,575	歳出予算（障害児通所支援給付費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正をする。	障害福祉課
33 国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	生活困窮者自立支援事業費	93,850	△ 13,263	80,587	国庫負担金の内示及び交付申請状況から、歳入の減が見込まれるため、歳入予算を減額補正する。	福祉管理課
34 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	生活困窮者自立支援事業費	140,423	2,211	142,634	業務効率化事業、金銭管理試行事業及び生活困窮者自立支援制度の機能強化事業において、新たに交付申請を行ったこと等により、歳入予算を増額補正する。	福祉管理課
35 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	地域子供の未来応援交付金	5,342	△ 5,342	0	こども家庭庁設立に伴い、本交付金は「母子家庭等対策総合支援事業補助金」に統合となり、本交付金自体が無くなったため、全額を減額補正する。	福祉管理課

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
36 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	介護保険事業費	0	900	900	介護保険事業費補助金（地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業）の交付申請を行い、新たに歳入が見込まれるため、歳入予算を計上する。	福祉管理課
37 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	地域生活支援事業費	293,322	6,290	299,612	障害者総合支援事業費補助金の交付申請を行い、歳入の増が見込まれるため、増額補正する。	障害福祉課
38 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金	母子家庭等対策総合支援事業費	22,232	1,663	23,895	母子家庭等対策総合支援事業費補助金の追加申請を行い、歳入の増が見込まれるため、増額補正する。	自立支援促進担当課長
39 都支出金 都負担金 福祉費負担金	障害者自立支援給付費負担	3,081,343	35,218	3,116,561	歳出予算（介護給付費・訓練等給付費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	障害福祉課
40 都支出金 都負担金 福祉費負担金	障害児通所給付費負担金	728,648	19,139	747,787	歳出予算（障害児通所支援給付費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正をする。	障害福祉課
41 都支出金 都補助金 福祉費補助金	子供食堂推進事業	0	23,124	23,124	別の補助事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）から単独の補助事業として子供食堂推進事業補助金の新設されたため、歳入予算を計上する。	福祉管理課
42 都支出金 都補助金 福祉費補助金	地域生活支援事業費	366,132	14,444	380,576	歳出予算（介護給付費・訓練等給付費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正をする。	障害福祉課

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
43 都支出金 都補助金 福祉費補助金	重症心身障害児（者）等短期入所事業所設備整備費補助事業	0	975	975	重症心身障害児（者）等短期入所事業所設備整備費補助金の交付申請を行い、新たに歳入が見込まれるため、歳入予算を計上する。	障がい者総合サポートセンター
44 都支出金 都補助金 福祉費補助金	東京都医療的ケア児等総合支援事業補助金	0	68	68	東京都医療的ケア児等総合支援事業補助金の交付申請を行い、新たに歳入が見込まれるため、歳入予算を計上する。	障害福祉課
45 都支出金 都補助金 福祉費補助金	地域密着型サービス事業所整備費	327,485	△ 81,399	246,086	歳出予算（地域密着型サービス施設への施設整備費補助）の減額補正に伴い、歳入予算を減額補正する。	介護保険課
46 都支出金 都補助金 福祉費補助金	高齢社会対策区市町村包括補助事業	70,997	△ 3,980	67,017	歳出予算（小規模多機能型居宅介護事業所等の開設・運営支援事業）の減額補正及び、他補助金事業への一部移管に伴い、歳入予算を減額補正する。	高齢福祉課
47 都支出金 都補助金 福祉費補助金	都市型軽費老人ホーム整備費補助事業	10,916	△ 10,916	0	歳出予算（都市型軽費老人ホームの整備）の減額補正に伴い、歳入予算を減額補正する。	介護保険課
48 都支出金 都補助金 福祉費補助金	区有地活用等介護基盤整備促進費	120,000	△ 120,000	0	歳出予算（（仮称）特養大森東への施設整備費補助）の減額補正に伴い、歳入予算を減額補正する。	介護保険課
49 都支出金 都補助金 福祉費補助金	高齢者聞こえのコミュニケーション補助事業	0	3,584	3,584	別の補助事業（高齢社会対策包括補助事業）から単独の補助事業として高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金が新設されたため、歳入予算を計上する。	高齢福祉課

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
50 寄附金 寄附金 寄附金	寄附金	364	211,955	212,319	各基金への寄附金による歳入の増額補正 1 子ども生活応援基金 2 大学等進学応援基金	福祉管理課
51 諸収入 雑入 雑入	その他	1	102	103	1 介護施設等の施設開設準備経費等補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金 2 高齢者施設等の感染症対策設備推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金 3 介護人材対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額の返還金	介護保険課

【繰越明許】 一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	繰越理由	予算所属
52 福祉費 社会福祉費 社会福祉総務費	福祉システムに係る経費	309,135	158,674	150,461	福祉システム標準化移行等対応について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	福祉管理課
53 福祉費 障害福祉費 障害福祉費	障害福祉サービス等に係る支援事業	31,700	0	31,700	物価高騰の影響を受けた障害福祉サービス事業所・施設に対する支援について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	障害福祉課
54 福祉費 障害福祉費 障害福祉施設費	障害福祉施設維持管理	815,640	632,830	182,810	くすのき・南六郷福祉園増改築工事について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	障害福祉課

款項目	小事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	繰越理由	予算所属
55 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉総務費	介護事業者支援 事務費	121,738	0	121,738	物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所・施設に対する支援について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	介護保険課
56 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉施設費	介護福祉施設 サービス事業	5,115	0	5,115	物価高騰の影響を受けた区立特別養護老人ホームに対する支援について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	介護保険課
57 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉施設費	通所介護事業	2,070	0	2,070	物価高騰の影響を受けた区立高齢者在宅サービスセンターに対する支援について、令和7年度に執行が見込まれる経費を繰越しする。	介護保険課

## 【債務負担行為】 一般会計

(廃止)

単位：千円

款項目	事項名	債務負担 期間	補正前 限度額	補正後 限度額	補正内容・理由	予算所属
58 福祉費 高齢福祉費 高齢福祉費	地域包括支援セ ンター新設・移 転	R6～R8	373,852	0	「大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築工事（Ⅱ期）」が入札不調となり、工事の契約年度を令和7年度に見直すため、廃止する。	高齢福祉課



【歳出】 介護保険特別会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
59 総務費 総務管理費 一般管理費	事務費（介護保険課）	597,004	△ 42,352	554,652	介護保険システム制度改正対応について、制度改正内容の確定に伴い、作業範囲（仕様）が明確になったこと、また、印刷プログラム作成委託に契約落差が生じたことなどから、減額補正する。	介護保険課
60 地域支援事業費 地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	717,983	69,899	787,882	報酬改定額及び利用実績が見込みを上回ったため、増額補正する。	高齢福祉課
61 基金積立金 基金積立金 介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金	11,066	1,363	12,429	介護給付費準備基金積立金について、利子相当分の増が見込まれるため、増額補正する。	介護保険課

【歳入】 介護保険特別会計

単位：千円

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
62 国庫支出金 国庫補助金 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	現年度分	225,853	17,474	243,327	歳出予算（介護予防・生活支援サービス事業費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課
63 国庫支出金 国庫補助金 介護保険事業費補助金	介護保険事業費補助金	14,535	△ 12,476	2,059	歳出予算（事務費）のうち、補助の対象となる経費（介護保険システム制度改正対応）を減額補正することから、歳入予算もあわせて減額補正する。	介護保険課

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属	
64	支払基金交付金 支払基金交付金 地域支援事業支援 交付金	現年度分	311,258	18,872	330,130	歳出予算（介護予防・生活支援サービス事業費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課
65	都支出金 都補助金 地域支援事業交付 金（介護予防・日 常生活支援総合事 業）	現年度分	112,926	8,737	121,663	歳出予算（介護予防・生活支援サービス事業費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課
66	財産収入 財産運用収入 利子及び配当金	介護給付費準備 積立基金利子	6,031	1,363	7,394	歳出予算（介護給付費準備基金積立金）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課
67	繰入金 一般会計繰入金 その他一般会計繰 入金	その他一般会計 繰入金	1,699,357	△ 60,606	1,638,751	歳出予算（職員人件費及び事務費）の減額補正に伴い、歳入予算を減額補正する。	介護保険課
68	繰入金 一般会計繰入金 地域支援事業繰入 金（介護予防・日 常生活支援総合事 業）	現年度分	112,926	8,737	121,663	歳出予算（介護予防・生活支援サービス事業費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課
69	繰入金 基金繰入金 介護給付費準備基 金繰入金	介護給付費準備 基金繰入金	683,576	16,079	699,655	歳出予算（介護予防・生活支援サービス事業費）の増額補正に伴い、歳入予算を増額補正する。	介護保険課

【繰越明許】 介護保険特別会計

単位：千円

款項目	小事業名	事業費	年度内 執行見込額	翌年度 繰越額	補正内容・理由	予算所属
70 総務費 総務管理費 一般管理費	事務費（介護保 険課）	450,808	339,708	111,100	介護保険システム標準化移行等対応について、令和7年度に 執行が見込まれる経費を繰越しする。	介護保険課

令和6年度 健康政策部 一般会計（第5次）補正予算（案）

【歳出】 一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
1 衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費	前年度国・都支出金等返還金	0	343,530	343,530	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に交付された医療保健政策区市町村包括補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（5,307）</li> <li>・令和5年度に交付された新型コロナウイルスワクチン接種国庫補助金及び負担金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（219,991）</li> <li>・令和5年度に交付された感染症予防事業費等国庫補助金及び負担金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（18,885）</li> <li>・令和2年度及び令和3年度に交付された新型コロナウイルス入院医療費の返還（1）</li> <li>・令和5年度に交付された結核医療国庫補助金及び負担金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（11,354）</li> <li>・令和4年度及び令和5年度に交付された出産・子育て応援交付金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（21,732）</li> <li>・令和5年度に交付された東京都出産・子育て応援事業補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（10,686）</li> <li>・令和5年度に交付された母子保健衛生費国庫補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還（8,587）</li> </ul>	健康医療政策課 感染症対策課 健康づくり課

2	1に同じ	1に同じ	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に交付された未熟児養育医療費等国庫負担金の所要額確定に伴う超過受入額の返還(2,605)</li> <li>・令和5年度に交付された東京都未熟児養育医療費事業負担金の所要額確定に伴う超過受入額の返還(1,303)</li> <li>・令和5年度に交付されたとうきょうママパパ応援事業補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還(32,717)</li> <li>・令和5年度に交付された妊婦健康診査支援事業補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還(4,112)</li> <li>・令和5年度に交付されたとうきょう子育て応援パートナー事業費補助金の所要額確定に伴う超過受入額の返還(6,250)</li> </ul>	1に同じ
3	衛生費 保健衛生費 感染症予防費	乳幼児等予防接種	289,719	299,713	589,432	子宮頸がんワクチン(HPV)接種に係る費用が当初の想定を上回る見込みとなったため	感染症対策課
4	衛生費 保健衛生費 母子保健費	特定不妊治療費助成	1,800	-1,200	600	先進医療に係る費用が当初の想定を下回る見込みとなったため	健康づくり課
5	衛生費 保健衛生費 公害健康被害補償費	公害健康被害者各種補償給付	782,447	-47,000	735,447	被認定者の医療機関受診件数の減及び遺族補償一時金等の請求が当初の想定を下回る見込みとなったため	健康医療政策課

【歳入】 一般会計

単位：千円

款項目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額	補正内容・理由	予算所属
6 分担金及び負担金 負担金 衛生費負担金	補償給付費負担金	782,175	-47,000	735,175	被認定者の医療機関受診件数の減及び遺族補償一時金等の請求が見込みより下回ることによる減額	健康医療政策課
7 国庫支出金 国庫負担金 衛生費負担金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	2,804	91,794	94,598	新型コロナウイルス予防接種健康被害の認定に係る支給額に関する負担金	感染症対策課
8 国庫支出金 国庫補助金 衛生費補助金	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成	770,904	-578,545	192,359	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に関する補助金の一部が令和7年度に交付時期を変更されたことに伴う減額	感染症対策課
9 都支出金 都補助金 衛生費補助金	高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業	0	6,690	6,690	高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業に関する定期予防接種の経過措置期間（平成26年から令和5年）の未接種者への補助金	感染症対策課
10 都支出金 都補助金 衛生費補助金	新型コロナワクチン定期接種特別補助事業	0	88,280	88,280	令和6年度に新設された新型コロナワクチン定期接種特別補助事業の実施に伴う補助金	感染症対策課
11 都支出金 都補助金 衛生費補助金	東京都初回産科受診料支援事業	0	375	375	令和6年度に新設された東京都初回産科受診料支援事業の実施に伴う補助金	健康づくり課
12 諸収入 雑入 雑入	その他	0	1	1	令和2年度及び令和3年度に交付された新型コロナウイルス入院医療費に係る医療機関からの診療報酬返還金	感染症対策課

【繰越明許費】 一般会計

単位：千円

款項目	小事業名	金額	繰越明許内容・理由	予算所属
13 衛生費 保健衛生費 保健衛生総務費	健康システムに係る経費	1,804	令和7年度に実施する妊婦のための支援給付に係るシステム改修に関する経費を繰越するため	健康医療政策課

健康福祉委員会 令和7年2月26・27日
福祉部 資料71番
所管 福祉管理課

令和6年度大田区物価高騰重点支援給付金  
(住民税非課税世帯分及び子ども加算分) について

1 目的

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を踏まえ、物価高の克服対策として低所得者世帯に対する生活支援を行うことを目的とする。

2 支給対象者

(1) 令和6年12月13日(基準日)において区の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度の住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯

※但し、住民税均等割課税者の被扶養者のみで構成される世帯、租税条約による住民税均等割の免除の適用を受けている方を含む世帯は除く。

(2) また、18歳とは18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

3 支給額

(1) 住民税非課税世帯 1世帯当たり3万円

(2) 住民税非課税世帯のうち18歳以下の子ども1人当たり2万円

4 手続き

(1) 基準日において区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する「令和6年度大田区物価高騰重点支援給付金支給のお知らせ」を郵送

(※前回給付の口座へ片道プッシュ型により給付)

(2) 基準日において区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する「令和6年度大田区物価高騰重点支援給付金支給要件確認書」を返信用封筒で郵送により提出

(3) 区施設等に設置する「申請書」を返信用封筒で郵送により提出



## 5 主な事業スケジュール

項目	時期
片道プッシュ型の通知発送	令和7年1月中旬頃
片道プッシュ型の給付	令和7年1月30日以降
確認書の発送・申請受付開始	令和7年1月31日以降
確認書の給付開始	令和7年2月中旬以降
確認書・申請書提出期限	令和7年5月30日

## 6 周知方法

区報、区ホームページ、X（旧 Twitter）、大田区役所本庁舎、各地域庁舎、特別出張所、区立図書館、大田区社会福祉協議会等を通じて周知。

健康福祉委員会 令和7年2月26・27日
福祉部 資料72番
所管 介護保険課・障害福祉課

物価高騰に伴う介護・障害福祉サービス事業所及び施設に対する支援について

1 事業の名称

- (1) 物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金
- (2) 物価高騰における障害福祉サービス事業所・施設に対する支援金

2 目的

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等が、急激な物価高騰の影響を受けて要した経費の一部を支援金として支給することにより、区内の介護及び障害福祉サービス提供体制を維持することを目的とする。

3 支給金額及び対象経費

サービス種別	支給金額	対象経費
入所系サービス	定員1名につき 15,000円	光熱水費、食材料費
通所系サービス	定員1名につき 9,000円 (食事あり)	光熱水費、食材料費
	定員1名につき 7,000円 (食事なし)	光熱水費
訪問系サービス	1事業所 40,000円	光熱水費

※入所系サービス：特別養護老人ホーム、老人保健施設、施設入所支援等

※通所系サービス：通所介護、生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス等

※訪問系事業所：訪問介護、訪問看護、居宅介護等

4 対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

目蒲病院の診療所転換に伴う緊急医療救護所の廃止について

1 概要

区は、大規模地震発生時、病院機能（診療、検査、手術、入院治療等）を守るため、病院の門前に緊急医療救護所を開設し、トリアージを実施することとしている。

今回、目蒲病院が病院から診療所へ転換することから、区が病院前に開設する緊急医療救護所を廃止する。

2 病院所在地

下丸子三丁目23番3号

※診療所転換後も所在地は変更なし

3 緊急医療救護所廃止日

令和7年2月28日（金）

※診療所開設（保険診療開始）予定日 令和7年3月1日（土）

4 今後の対応

代替救護所の設置に向け、地域及び災害医療関係者と協議を進める。

5 緊急医療救護所（軽症者救護所）

グループ	緊急医療救護所（下線は、軽症者救護所）
A	荏原病院、田園調布中央病院、東急病院、 <u>東調布第一小学校</u>
B	池上総合病院、東京蒲田病院、大田池上病院、本多病院
C	大森赤十字病院、 <u>馬込小学校</u> 、 <u>入新井第一小学校</u>
D	東邦大学医療センター大森病院、JCHO 東京蒲田医療センター、 <u>牧田総合病院</u> 、 <u>六郷中学校</u>
E	東京労災病院、大田病院、渡辺病院